

運動・学習支援教室 POMU 身体拘束適正化委員会設置要領

第1条 利用者又はその他の利用者等の生命の又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為はいたしません。

第2条 身体拘束適正化委員会の設置

(1)委員長：管理者

(2)委員：児童指導員

第3条 委員会の開催

(1)委員会は、年最低一回以上開催する。

(2)研修等(年1回以上)を通じて、事業所職員の身体化拘束等の適正化に努めます。

(3)会の開催の必要があるときは、管理者が招集し開催する。

(4)その他の各委員会と連携をとり利用者の虐待の疑いのある事案や支援に問題がある場合、各委員会と協議し、共同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

(5)その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行う。

以上